



発行・編集 淡路市農業委員会

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地 TEL 0799-64-2516(直通)



市制20周年記念

淡路市農業委員会からのお願い



農地の適正な管理について

農地の所有者や使用収益者は、農地を適正に利用する責任があります。(農地法第2条の2)
農地の適正管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫発生や鳥獣被害の温床となるだけでなく、火災発生の原因やゴミの不法投棄による悪臭の発生原因、花粉の飛散など、近隣農業者や周辺住民の方々に多大な迷惑となる可能性があります。
農地を所有される方は、定期的に草刈りや耕起などを行い、農地の適正な管理をお願いします。



農地を転用するときは、農地法上の手続きが必要です！！

農地を宅地や資材置場、駐車場等の農地以外の用途に変更することを農地転用といい、農地法の規定に基づく申請を行い、兵庫県知事の許可を受ける必要があります。

農地転用の計画がある場合は、必ず事前に農業委員会事務局へご相談ください。

※無許可での農地転用や許可内容と異なる目的に転用した場合は、原状回復を含めた是正指導が行われることとなります。また、場合によっては罰則が適用されることもあります。

農地を相続した時は、農業委員会への届出をお願いします！！

相続等(遺産分割、包括遺贈を含む。)により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出をする必要があります。

(農地法第3条の3)

届出書の様式は、農業委員会事務局窓口又は淡路市ホームページより入手できます。

◆必要書類

農地法第3条の3の規定による届出書

◆提出方法

窓口提出または郵送

◆受付期間

随時受付



←届出書の様式は、上記のQRコードからもダウンロードすることができます。【市ホームページ】

令和6年4月1日から「相続登記」の申請が義務化されています！！

相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、対象不動産を管轄する法務局へお問い合わせください。

農地法に関する手続きを行う際は、締切日にご注意ください！！

毎月21日開催の淡路市農業委員会定例総会において、農地の売買等による所有権移転及び賃借権の設定・農地転用等に関する許可申請の内容について、審議を行っています。(※21日が閉庁日の場合は、翌開庁日)

円滑に審議を実施するため、定例総会毎に申請受付の締切日を設けておりますので、締切日をご確認の上、申請をお願いします。



←各締切日は、左記のQRコードから確認することができます。【市ホームページ】

淡路市農業委員会からのお知らせ

露天駐車場や露天資材置場等への農地転用を計画されている方へ

令和6年4月1日より、資材置場等（露天駐車場を含む。）を転用目的とする農地転用許可に次の許可条件が付与されることになりました。

◆付与される許可条件◆

「工事の完了の報告があった日から3年間、6カ月ごとに事業の実施状況を報告すること。」

なお、工事完了報告後3年以内に、許可に係る土地の事業計画と異なる目的に使用されている場合、農地法第51条第1項第4号の規定に基づき、許可の取り消し等の処分が行われる場合があります。

資材置場等への農地転用許可申請を予定されている方、検討されている方は、ご注意ください。

農地の管理にお困りの方へ

令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が始まっています。この制度は、所有者からの申請により、所有権を国に移転することができる制度です。

本制度を活用する場合、法令で定める要件を満たすこと、一定の費用負担が必要になります。

詳細については、「法務省 国庫帰属」で検索または、土地の所在地を管轄する法務局へお問い合わせください。

●問合せ先・申請先（兵庫県内の場合）
神戸地方法務局
☎078-392-1821（代表）

令和6年賃借料情報について

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10アール当たり）は次のとおりとなっております。この数値は、目安として、契約された賃借料の平均額等を算出したものであり、今後の賃借料を定めたものではありません。契約の際は、当事者間で協議し決定するようにお願いします。

単位:円/10a

地区	平均額	最高額	最低額
市全体(田)	11,700	63,800	1,500
市全体(畑)	6,400	14,400	4,000



←地区毎の賃借料などの詳細については、左のQRコードから確認することができます。【市ホームページ】

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

令和8年7月31日付け任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

募集内容の詳細については、後日、淡路市のホームページへ掲載予定です。



全国農業新聞を購読してみませんか？



購読を希望される方は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



↑
詳しくは、こちら。
【市ホームページ】

農業者年金で将来の生活の安定を考慮してみませんか？



資料の取寄せを希望される方は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



↑
詳しくは、こちら。
【市ホームページ】

【問い合わせ先】

淡路市農業委員会事務局 ☎0799-64-2516（直通）淡路市生穂新島8番地（1号館2階35番窓口）